

○柏市不法投棄対策条例

平成19年3月28日

条例第17号

改正 平成19年12月26日条例第58号

平成22年3月26日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、柏市環境基本条例（平成13年柏市条例第31号）に定める基本理念にのっとり、不法投棄の防止又は不法投棄をされた廃棄物の除去その他の不法投棄の対策に関し、本市、市民等、土地所有者等及び事業者の責務を明らかにするとともに、柏市不法投棄対策協議会の設置、不法投棄をしている者等に対する勧告その他必要な事項を定めることにより、本市の環境美化の推進及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

(2) 不法投棄 道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路をいう。）、公園、広場、河川その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地であつて、柏市廃棄物処理清掃条例（平成5年柏市条例第17号）第19条第2項に規定する集積所以外の場所に廃棄物をみだりに捨てることをいう。ただし、次に掲げる行為を除く。

ア 屋外において廃棄物をたい積して当該廃棄物の移動若しくは循環的な利用（循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第4項に規定する循環的な利用をいう。）又は適正な処分をすることを困難にすることにより、当該たい積された廃棄物を次のいずれかに掲げる状態にする行為

(ア) 悪臭を発散し、害虫を発生し、又は周囲の良好な生活環境及び自然環境の保全上の支障を及ぼし、又はそのおそれがある状態

(イ) 崩落、流出等の災害が発生し、又はそのおそれがある状態

イ 柏市ばい捨て等防止条例（平成9年柏市条例第7号）第2条第2号に規定するばい捨て

(3) 市民等 本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は当該区域内を通過する者をいう。

(4) 土地所有者等 本市の区域内にある土地を所有し、占有し、又は管理している者をいう。

（平19条例58・一部改正）

（適切な役割分担等）

第3条 不法投棄の防止及び不法投棄をされた廃棄物の除去は、そのために必要な措置が本市、市民等、土地所有者等及び事業者の適切な役割分担の下に講じられ、かつ、当該措置に要する費用がそれらの者により適切かつ公平に負担されることにより、行われるものとする。

（本市の責務）

第4条 本市は、不法投棄の早期発見に努めるものとする。

2 本市は、不法投棄の防止及び不法投棄をされた廃棄物の除去のため、市民等、土地所有者等及び事業者に対する支援その他の必要な施策を講じるものとする。

3 本市は、不法投棄の状況を調査し、その結果を公表するものとする。

（市民等、土地所有者等及び事業者の責務）

第5条 市民等、土地所有者等及び事業者は、不法投棄の防止及び不法投棄をされた廃棄物の除去を自ら行わなければならない。

2 市民等、土地所有者等及び事業者は、不法投棄の防止又は不法投棄をされた廃棄物の除去のために本市が行う施策に協力しなければならない。

（情報提供）

第6条 市民等、土地所有者等及び事業者は、不法投棄をしている者若しくは不法投棄をした者又は不法投棄をされた廃棄物を発見したときは、速やかに市長に報告するように努めなければならない。

（不法投棄対策強化月間）

第7条 市民等、土地所有者等及び事業者の間に不法投棄の防止及び不法投棄をされた廃棄物の除去に係る関心及び理解を深めるため、不法投棄の対策強化の月を定める。

- 2 不法投棄の対策強化の月は、6月及び12月とする。
- 3 本市は、不法投棄の対策強化の月の趣旨にふさわしい事業を当該月に実施するものとする。

(関係機関等との連携)

第8条 本市は、不法投棄の防止及び不法投棄をされた廃棄物の除去に係る施策の実施に当たっては、本市に隣接する市、本市の区域を管轄する警察署その他必要と認める関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）と密接な連携に努めるものとする。

(不法投棄対策協議会の設置等)

第9条 不法投棄の防止及び不法投棄をされた廃棄物の除去に関する事項を調査審議するため、柏市不法投棄対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は委員20人以内をもって組織し、委員は関係機関等の代表者、本市の区域内にある土地を所有する者等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、その補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(勧告)

第10条 市長は、不法投棄をしている者又は不法投棄をした者に対し、当該不法投棄の中止又は当該不法投棄をした廃棄物の除去を勧告することができる。

- 2 市長は、不法投棄の防止若しくは不法投棄をされた廃棄物の除去を自ら行わない市民等、土地所有者等若しくは事業者又は不法投棄の防止若しくは不法投棄をされた廃棄物の除去のために本市が行う施策に協力しない市民等、土地所有者等若しくは事業者に対し、必要な措置を講じるように勧告することができる。

(報告の徴収、立入調査等)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、不法投棄をしている者又は不法投棄をした者に対し、当該不法投棄の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、不法投棄の防止若しくは不法投棄をされた廃棄物の除去を自ら行わない市民等、土地所有者等若しくは事業者又は不法投棄の防止若しくは不法投棄をされた廃棄物の除去のために本市が行う施策に協力しない市民等、土地所有者等若しくは事業者に対し、当該自ら行わない事由又は当該協力しない

事由に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

- 3 市長は、本市の良好な生活環境が害される場合であって、緊急の必要性があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に不法投棄をされた廃棄物がある土地に立ち入らせ、当該廃棄物の状況について調査させ、又は関係人に質問させること（以下「立入調査」という。）ができる。
- 4 立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、これを関係人に提示しなければならない。
- 5 立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 6 市長は、第1項若しくは第2項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応じない者に対し、当該報告若しくは資料の提出の求め又は当該立入調査に応じるよう勧告することができる。

（公表）

第12条 市長は、第10条第1項若しくは第2項又は前条第6項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がないのに当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者に意見を述べる機会を与えた上で、柏市公告式条例（昭和29年柏市条例第3号）第2条第2項に規定する市庁舎掲示場への掲示及び柏市広報かしわ発行規則（昭和47年柏市規則第30号）に基づき発行する広報かしわへの掲載により、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該勧告に従わない者の氏名及び住所（当該者が法人である場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 当該勧告の内容

（平22条例1・一部改正）

（本市が管理する公共の場所における不法投棄に対する措置）

第13条 市長は、本市が管理する公共の場所に不法投棄をした者を確知したときは、告訴に向けて所要の措置をとるとともに、当該不法投棄をした者に対し、当該不法投棄によって生じた損害の賠償を請求するものとする。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。

(柏市ぽい捨て等防止条例の一部改正)

- 2 柏市ぽい捨て等防止条例の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「若しくは家庭廃棄物を集積所以外」を「一般家庭の引っ越し等に伴って生じる多量の廃棄物を集積所」に改める。

附 則 (平成19年条例第58号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。